

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則（平成2年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>（基準の特例）</u></p> <p><u>第12条 条例第17条の3、第22条の2、第29条の6、第34条の3又は第36条の2（条例第42条において準用する場合を含む。）の規定による基準の特例を受けようとする者は、基準の特例認定申請書（別記様式第17号）を消防局長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 消防局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、火災予防上支障がなく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができると認めるときは基準の特例認定通知書（別記様式第18号）を、基準の特例の適用を認めることが適当でないとき認めるときは基準の特例不認定通知書（別記様式第19号）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第13条</u> この規則の施行について必要な事項は、消防局長が定める。</p> | <p>[新設]</p> <p>（委任）</p> <p><u>第12条</u> この規則の施行について必要な事項は、消防局長が別に定める。</p> |

様式第5号（第7条関係）

急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
蓄電池設備
設置届出書

| | | | | | | | |
|-------------------------|------------------|-----------------|--------------------|-----------|-----|-------|--|
| 鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様 | | | | | | 年 月 日 | |
| 届出者 住所 氏名 | | | | (電話) | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | (電話) | | | | | |
| | 名称 | 用途 | | | | | |
| 設置場所 | 構造 | 場所 | 床面積 | | | | |
| | | 屋内(階)、屋外 | ㎡ | | | | |
| 設置場所 | 消防用設備等又は特殊消防用設備等 | 不燃区画 | 有・無 | 換気設備 | 有・無 | | |
| | 電圧 | V | 全出力又は蓄電池容量 | kW kWh | | | |
| 届出設備 | 着工(予定) 年 月 日 | 竣工(予定) 年 月 日 | | | | | |
| | 設備の概要 | 種別 | キュービクル式(屋内・屋外)・その他 | | | | |
| 主任技術者氏名 | | | | | | | |
| 工事施工者 | 住所 | (電話) | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | |
| ※ 受付欄 | | | | ※ 経過欄 | | | |
| | | | | | | | |

- 備考
- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 電圧欄には、変電設備にあっては、1次電圧と2次電圧の双方を記入すること。
 - 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量(定格容量)を記入すること。
 - 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。
 - 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
蓄電池設備
設置届出書

| | | | | | | | |
|-------------------------|------------------|-----------------|--------------------|-------------|-----|-------|--|
| 鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様 | | | | | | 年 月 日 | |
| 届出者 住所 氏名 | | | | (電話) | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | (電話) | | | | | |
| | 名称 | 用途 | | | | | |
| 設置場所 | 構造 | 場所 | 床面積 | | | | |
| | | 屋内(階)、屋外 | ㎡ | | | | |
| 設置場所 | 消防用設備等又は特殊消防用設備等 | 不燃区画 | 有・無 | 換気設備 | 有・無 | | |
| | 電圧 | V | 全出力又は定格容量 | Kw AH・セル | | | |
| 届出設備 | 着工(予定) 年 月 日 | 竣工(予定) 年 月 日 | | | | | |
| | 設備の概要 | 種別 | キュービクル式(屋内・屋外)・その他 | | | | |
| 主任技術者氏名 | | | | | | | |
| 工事施工者 | 住所 | (電話) | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | |
| ※ 受付欄 | | | | ※ 経過欄 | | | |
| | | | | | | | |

- 備考
- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 電圧欄には、変電設備にあっては、1次電圧と2次電圧の双方を記入すること。
 - 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
 - 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。
 - 当該設備の設計図書を添付すること。

基準の特例認定申請書

[新設]

| | |
|--|--|
| 年 月 日 | |
| 鳥取県西部広域行政管理組合 消防局長 様 | |
| 申請者 住所 (電話) 氏名 | |
| 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合 条例第17号）第 条の規定による基準の特例を申請します。 | |
| 防火対象物 | 所在地 |
| | 名称 |
| | 用途 |
| | 構造・面積 構造： 延べ面積： m ² 階数：地上 階 地下 階 |
| 特例認定対象等 | |
| 基準の特例の内容 | |
| ※受付欄 | |
| ※経過欄 | |
| | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 申請者が法人の場合は、氏名欄に名称及び代表者氏名を記入すること。
 - 3 特例認定対象等の欄には、特例を受けようとする火気使用設備・器具の種類、少量危険物等の種別を記入すること。
 - 4 ※印欄は、記入しないこと。
 - 5 特例を受けようとする場所の詳細図及び付近の略図を添付すること。

基準の特例認定通知書

| | | |
|--|-------|--|
| 第 号 年 月 日 | | |
| 様 | | |
| 鳥取県西部広域行政管理組合 消防局長 印 | | |
| 年 月 日付で申請のあった基準の特例の申請については、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号）第 条の適用を認めることとしたので、通知します。 | | |
| 防火対象物 | 所在地 | |
| | 名 称 | |
| | 用 途 | |
| | 構造・面積 | 構造： 延べ面積： m ² 階数：地上 階 地下 階 |
| 特例認定対象等 | | |
| 基準の特例の内容 | | |
| 条 件 | | |
| 〔教示文記載〕 | | |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[新設]

基準の特例不認定通知書

[新設]

| | | | | |
|--|-------|-------|-------|----|
| | 第 | | 号 | |
| | 年 | 月 | 日 | |
| <p>様</p> <p>鳥取県西部広域行政管理組合</p> <p>消防局長 印</p> <p>年 月 日付で申請のあった基準の特例の申請については、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号）第 条の適用を認めないこととしたので、通知します。</p> | | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名称 | | | |
| | 用途 | | | |
| | 構造・面積 | 構造： | 延べ面積： | ㎡ |
| | | 階数：地上 | 階 | 地下 |
| 特例認定対象等 | | | | |
| 基準の特例の内容 | | | | |
| 理由 | | | | |
| 〔教示文記載〕 | | | | |

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定及び同条を第13条とし、同条の前に1条を加える改正規定、別記様式第16号の次に3様式を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則第12条第1項に規定する基準の特例の適用について当該適用を受けようとする者が提出した書面及び消防局長が交付した書面は、この規則の施行後においても、その効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則別記様式第5号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。